

地域指定年度	昭和 5 7 年度
計画策定年度	昭和 5 9 年度
計画見直し年度	平成 1 3 年度
	平成 2 0 年度
	令和 6 年度

伊万里農業振興地域整備計画書

令和 7 年 3 月

佐賀県 伊万里市

目 次

第 1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
2	農用地利用計画	5
第 2	農業生産基盤の整備開発計画	6
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	6
2	農業生産基盤整備開発計画	7
3	森林の整備その他林業の振興との関連	8
4	他事業との関連	8
第 3	農用地等の保全計画	9
1	農用地等の保全の方向	9
2	農用地等保全整備計画	9
3	農用地等の保全のための活動	9
4	森林の整備その他林業の振興との関連	9
第 4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	10
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	10
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	13
3	森林の整備その他林業の振興との関連	13
第 5	農業近代化施設の整備計画	14
1	農業近代化施設の整備の方向	14
2	農業近代化施設整備計画	15
3	森林の整備その他林業の振興との関連	15
第 6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	16
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	16
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	16
3	農業を担うべき者のための支援の活動	16
4	森林の整備その他林業の振興との関連	16

第 7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	17
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	17
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	17
3	農業従事者就業促進施設	17
4	森林の整備その他林業の振興との関連	17
第 8	生活環境施設の整備計画	18
1	生活環境施設の整備の目標	18
2	生活環境施設整備計画	18
3	森林の整備その他林業の振興との関連	18
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	18
第 9	付図	19
1	土地利用計画図（付図 1 号）	19
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）	19
3	農用地等保全整備計画図（付図 3 号）	19
別記	農用地利用計画	

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は、佐賀県の西北部に位置しており、東西に約 25km、南北に約 21km 広がり、面積は 255.24 ㎢と佐賀県の約 10.5%を占めている。地形は、極めて複雑であり、西部に国見山地、南部に腰岳や青螺山、東部に大野岳や八幡岳が起伏しており、地域の大部分を中山間地と山林が占めている。また、伊万里川、有田川と松浦川等の流域には、平地や小盆地が分布しており、農産物の主要な生産地帯を形成している。直近 5 年間の年平均気温は 16.6℃、年平均降水量は 2,400mm 程度である。

本市の交通は、国道 202 号（福岡市～長崎市）、204 号（唐津市～佐世保市）及び 498 号（鹿島市～佐世保市）が市内を縦横断し、地域経済の動脈的役割を果たしている。また、経済活動の活性化や市民生活の利便性の向上を図るため、福岡市への最短路となる西九州自動車道の整備も進められており、現在、福岡～伊万里間では、福岡市西区から伊万里市南波多町府招まで開通している。

本市の人口は、昭和 29 年の 83,354 人を最高に、エネルギー政策の転換による炭鉱の閉山が続き急激な人口減少があり、昭和 47 年には 58,942 人まで減少した。他方、企業誘致に力を注ぎ、昭和 37 年頃から木材関連企業、窯業、造船関連企業、IC 関連企業の誘致が実現し、人口減少も鈍化の傾向にあった。しかし、昭和 60 年以降、人口減少に歯止めがかからず、令和 5 年には 52,329 人となっている。年齢別人口構成は、老年人口（65 歳以上）が年少人口（15 歳未満）を平成 7 年に初めて上回って以降、その差は毎年拡大しており、令和 5 年には老年人口 33.3%、年少人口 13.1%となっている。人口減少の影響で、産業別就業人口についても、近年、第 1 次、第 2 次及び第 3 次産業のすべてで減少しており、各産業で人材不足が進むことが懸念される。

本市の農業は、中山間地域の特性を活かした米や野菜、果樹、畜産が盛んであり、これらの作目は将来もなお本市の農業の基幹となるものである。また、本市は、農業形態や地理的、社会的条件により、中部地区（旧伊万里町）、北部地区（黒川町、波多津町）、東部地区（南波多町、大川町、松浦町）、西部地区（二里町、東山代町、山代町）の 4 地区に区分される。

中部地区は、市街地周辺における水田の他用途への転用が目立ち、集団的農用地の整備推進の阻害要因となっているため、将来にわたる市街地の拡大を考慮に入れ、水田が高度利用されるよう周辺農用地の確保を図る。

北部地区は、ほ場整備された水田が一部あるものの、水田の大規模な集団はみられず、山間棚田等による小集団を形成している。施設野菜や果樹、畜産の振興を図るとともに、農道、用排水路等の整備を促進し、農用地利用の推進を図る。

東部地区は、大川、松浦、南波多の松浦川水系、徳須恵川水系を中心とする水田は、本市最大の集団を有し、最もほ場の整備が進んでおり、優良農地として確保するとともに、農業機械の効率的利用により、省力化と農業生産性の向上を図る。また、梨、ぶどうの観光農園、「伊万里ふるさと村」や農産物直売所を中心とした都市住民との交流を促進する。

西部地区は、伊万里湾に接する臨海部において、工場の集積が進んでいる地区であり、後背地の国見山系においては、傾斜が大きく平坦地が比較的少ない地区である。国営総合農地開発事業で造成した団地を中心に農地の利用を図り、残る棚田、谷田等については、計画的に生産条件の整備を進めながら、農用地の維持・利用を図る。

これら地域において生産性の高い農業を推進するため、優良農地の確保と利用の高度化を図るとともに、補助事業により整備された農地を積極的に活用し、効率的な土地利用を進め、農業・農村地域の活性化に努める。

なお、農業振興地域の現況と今後概ね 10 年間を見通した目標は次のとおりである。

表 農業振興地域における土地移動構想

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設用地		山林・原野		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在（令和 6 年）	4,888	21.75	66	0.29	11,414	50.80	6,102	27.16	22,470	100.0
目標（令和 16 年）	4,790	21.32	74	0.33	11,265	50.13	6,341	28.22	22,470	100.0
増 減	△98		8		△149		239		0	

イ 農用地区域の設定方針

（ア）現況農用地についての農用地区域の設定方針

本農業振興地域内にある現況農用地 4,888ha のうち、次の a ～ c に該当する農用地を農用地区域に設定する。

- a 集団的に存在する農用地（10ha 以上の集団的な農用地）
- b 土地改良事業及びこれに準じる事業の施工に係る区域内にある土地
- c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本農業振興地域における土地改良施設等の用に供される土地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在または隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要がある土地について、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本農業振興地域にある現況農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在または隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要がある土地について、農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

本農業振興地域における現況森林、原野等について、農用地区域には設定しない。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本市は、農業地域類型分類では、旧伊万里町を除く全域が中間農業地域に分類され、農業形態や地理的、社会的条件により、中部、北部、東部、西部の4地区に区分される。

従来から米を主作物として、野菜、果樹又は畜産との複合経営が行われており、一部では茶等の栽培も行われている。これらの作目は、今後も本市農業の基幹作目であり、土地利用については、それぞれの地域条件に適した作目の導入を図るとともに、農道の改修やほ場整備等、土地基盤の整備開発を推進し、生産性の向上に努めるなど、効率的な土地利用を図る。

表 農用地区域における農用地等の移動構想

単位：ha

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			山林・原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
中部地区	468	459	△9	0	0	0	0	0	0	9	11	2	477	470	△7	0
北部地区	655	642	△13	6	6	0	0	0	0	12	14	2	673	662	△11	0
東部地区	1,267	1,241	△26	0	0	0	0	0	0	22	24	2	1,289	1,265	△24	0
西部地区	796	780	△16	18	18	0	0	0	0	23	25	2	837	823	△14	0
計	3,186	3,122	△64	24	24	0	0	0	0	66	74	8	3,276	3,220	△56	0

(注) 現況は令和6年、目標は令和16年の数値である。

イ 用途区分の構想

(ア) 中部地区

- a 本地区の伊万里川水系に属する平坦部の農用地及び海岸沿いの旧干拓地については、大型機械に対応する規模を備えていることから、田として相当利用されている。今後も田として利用を図る。
- b 本地区の中山岳、城古岳、今岳、青螺山、腰岳の山麓に広がる農用地は、田、畑、樹園地との混在が随所にみられ、農業生産条件の合理化を阻害していることから集団化を進める。また、国営総合農地開発事業により開発された4団地の地域の特性を活かした農地の利用を図る。

(イ) 北部地区

- a 本地区の行合野川、波多津川、板治川、拝川、立川水系に属する平坦部の農用地については、県営、団体営によるほ場整備を実施し、大型機械が導入可能となっているため、田として利用を図る。
- b 本地区の丘陵地帯の樹園地は、第1次農業構造改善事業、団体営農地開発事業等で造成し、新農業構造改善事業で果樹園開発に取り組んできた。今後も、集落営農組織等の維持や育成を図り、引き続き樹園地として利用を図る。

(ウ) 東部地区

- a 本地区の松浦川、黒尾岳川、徳須恵川水系に属する平坦部及び準平坦部の農用地については、第2次農業構造改善事業、県営ほ場整備事業等の実施により、ほぼ整備が完了している。今後も田として利用を図る。
- b 本地区の丘陵地帯は、県営、団体営農地開発事業等により集団的な梨園が造成されており、集出荷施設も整備されている。今後も、生産性の向上と品質向上を図りながら、樹園地として利用を図る。

(エ) 西部地区

- a 本地区の有田川、天神川、里川水系に属する平坦部の水田については、団体営等によりほ場整備を実施し、また、棚田等についても鉦害復旧事業等により最小限の区画整理が行われた。今後も、農道や用排水路の整備改修により田として利用を図る。
- b 本地区の樹園地は、団地規模も小さく経営の合理化を阻害している。国営総合農地開発事業により開発された団地の有効利用を促進し、農免道路を中心とした支線道路等を整備改修しながら、畑地・樹園地として利用を図る。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

水田については、干拓地、河川流域、山麓山間地に分布しており、全水田面積の約77%のは場整備が完了している。未整備地区は山麓山間地が多く占め、生産者の高齢化、コスト面等により実施できていない状況である。

樹園地については、農業構造改善事業、県営、団体営農地開発事業等により、みかん、梨、ぶどう及び茶園等が造成され、平成9年度には、国営総合農地開発事業により154haの樹園地や畑が造成されている。

一方、農業者の高齢化や後継者不足による農業人口の減少により、耕作放棄された農地が増大している。

このような状況のなかで、生産性の高い農業経営を確立するためには計画的な土地利用を推進し、生産基盤となる優良農地の確保、地域の立地条件を考慮した整備や改良を図る必要がある。

ア 中部地区

本地区の伊万里川水系に属する平坦部及び伊万里湾に面する旧干拓水田は、区画整理が行われているため、大型機械の導入が可能となっている。しかし、これら以外の水田については、山間部にあり、団地規模も小さく適正な区画整理を行いにくい状況にある。

また、本地区の樹園地は、団地規模が小さく、かつ散在するため土地基盤の整備が遅れていた。しかし、国営総合農地開発事業により団地が4ヶ所開発されたことにより、地域の特性を活かした独自の営農活動が可能となったため、梅や飼料作物の生産、畑作等が行われている。

今後、国や県の補助事業を活用した基盤整備及び園芸団地の整備を実施し、水田の高度利用を推進する。

イ 北部地区

本地区は、県営、団体営のは場整備事業を実施し、大型機械導入を可能にすることにより、水稻栽培の省力化を進め、果樹及び特産の経営規模拡大を図ってきた。また、農業構造改善事業、団体営農地開発事業等により、みかん園、桑園、茶園及び梨園が開発され、国営総合農地開発事業により、2つの団地が造成された地区である。

今後も、生産基盤の維持・整備による生産振興を図り、農用地等の維持に努める。

ウ 東部地区

本地区の松浦川及び徳須恵川水系の水田は、団地規模が大きく、第2次農業構造改善事業、県営、団体営等によるほ場整備が最も進んだ地区である。水田作については、機械化一貫体系の確立による、生産性の向上と水田の高度利用を推進する。

本地区の樹園地は古い歴史を有し、既成園は小規模で点在している。また県営、団体営農地開発事業で協業方式により、約 250ha の梨園が開発され、国営総合農地開発事業により、梨・畜産団地が造成された地区である。

今後も、生産基盤の維持・整備による生産振興を図り、農用地等の維持に努める。

エ 西部地区

本地区の農用地は、主に国見山麓を中心に分布する山麓農業地帯である。有田川、天神川、里川水系に属する水田については、団体営ほ場整備が実施され、谷田・棚田に関しても県営ほ場整備及び鉾害復旧事業により最小限の区画整理が行われた。

本地区の樹園地は、個別開墾、畑地転換が多く、団地規模も小さく経営の合理化を阻害している。

今後も、生産基盤の維持・整備による生産振興を図り、農用地等の維持に努める。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要		受益の範囲		対図番号	備 考
			受益地区	受益面積		
中山間地域総合整備事業 (伊万里東部地区)	用水路工 用排水路工 排水路工 堰	6,525 m 795 m 629 m 5箇所	大川町 松浦町 南波多町 黒川町	163.9ha	1	
経営体育成基盤整備事業 (東山代干拓地区)	区画整理 用水路工 排水路工 暗渠排水工	49.9 ha 2,457 m 3,114 m 49.9 ha	東山代干拓	49.9ha	2	
農地中間管理機構関連農地整備事業 (瀬戸新田地区)	区画整理	37.2 ha	瀬戸町 木須町	30.0ha	3	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林の整備は、合理的な林業経営と適切な森林施業を促進するうえで、重要なことである。本市においては、既存農道が、林道、作業道の役割を果たしているものが多く、これらを一体的に整備することにより、農業と林業の生産基盤を推進し、調和ある発展を目指す。

事業名	道路名	全長
道整備交付金事業	烏帽子岳線	L = 5, 800m
道整備交付金事業	二里・下分線	L = 6, 600m

4 他事業との関連

該当なし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農業の担い手の減少や高齢化が進み、土地持ち非農家や所有者不明農地等の増加状況などから、耕作放棄となるおそれのある農地が増えており、今後、更に増加することが予想される。特に急傾斜で狭小な農地が多い中山間地域において深刻化しており、農地の持つ多面的機能の低下が懸念されている。このため、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金等を積極的に活用し、農用地の保全を図る。

また、農業経営基盤強化促進法に基づき策定した地域計画により、地域農業の担い手への利用集積を推進するとともに、農作業受委託組織等の育成や再編をすることにより、農用地の保全を図る。

施設整備の面では、農業用ため池の整備とともに、農道及び農業用排水路の整備を推進し、農作業の労力軽減を図ることにより、農用地の保全につなげる。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
県営ため池整備事業（越差地区）	ため池改修	山代町城	14.9ha	1	
県営ため池整備事業（新堤地区）	ため池改修	大川町山口	30.0ha	2	
県営ため池整備事業（丹花地区）	ため池改修	二里町福母	8.6ha	3	
県営ため池整備事業（原地区）	ため池改修	南波多町重橋	12.2ha	4	
県営ため池整備事業（大坂下地区）	ため池改修	波多津町井野尾	7.1ha	5	
県営ため池整備事業（瀬戸の首地区）	ため池改修	南波多町笠椎	20.6ha	6	

3 農用地等の保全のための活動

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動が継続して行われ、耕作放棄の防止を図ることを目的とした中山間地域等直接支払交付金については、61 地区が集落協定を締結し、農道、水路の管理や景観作物の栽培などの活動を行っており、農地保全活動に寄与している。

また地域共同による多面的機能を支える活動や、地域資源である農地、水路や農道等の質的向上を図る活動を支援する多面的機能支払交付金については、78 地区が活動に取り組み、農業と農村の基盤を支え、地域資源の適切な保全管理を行っている。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市農業の現状及び見通しのもとに、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、概ね10年後の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するものとする。またこれらの経営体が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

効率的かつ安定的な農業経営の基本指標としては次のとおりである。

表 効率的かつ安定的な経営規模の目標

	営農類型	目標規模 ha	作目構成	生産方式
個別 経営体	米+麦+大豆+玉葱	9.5	米=3.0ha 麦=3.0ha 大豆=2.0ha 玉葱=1.5ha	①農業の経営・品種毎の団地化による作業の効率化 ②機械・施設の効率的利用による生産コストの低減 ③園芸作物導入による所得向上 ④作物の作付ローテーションによる生産安定 ⑤玉葱の機械化一貫体系による省力化 ⑥品種・作型の組合せによる労力分散
	野菜複合	1.2	米=1.0ha 施設苺=0.2ha	①農業機械の共同利用による省力・低コスト生産 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③高設育苗による健苗の育成 ④光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上 ⑤高設栽培の導入による軽作業化
		1.3	米=1.0ha 施設アスパラ=0.3ha	①農業機械の共同利用による省力・低コスト生産 ②3.5t/10aどりのための栽培技術の徹底 ③保温・立茎時期の組合せによる労力分散
		1.2	米=1.0ha 施設胡瓜=0.2ha	①農業機械の共同利用による省力・低コスト生産 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③作型の組み合わせによる出荷期間の延長 ④多層被覆やヒートポンプの導入など脱石油・省石油対策の実施 ⑤光合成促進装置の効果的な使用による収量の向上 ⑥新品種導入による収量の向上
		2.0	米=1.5ha 施設小葱=0.5ha	①農業機械の共同利用による省力・低コスト生産 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③播種期の組み合わせによる周年出荷体制
	果樹複合	1.9	米=1.0ha ハウス梨=0.2ha トンネル梨=0.4ha 露地梨=0.3ha	①農業機械の共同利用による省力・低コスト生産 ②土づくり、樹勢維持等の基本管理技術の徹底 ③計画的な改植による安定生産 ④労力分散のためのハウス、トンネル、露地栽培を組み合わせた経営の実践 ⑤露地栽培での高品質・高単収品種の導入
		8.0	米=4.0ha 麦=3.0ha 梅=1.0ha	①農業の経営・品種毎の団地化による作業の効率化 ②機械・施設の効率的利用による生産コストの低減

	営農類型	目標規模 ha	作目構成	生産方式
個別 経営体	果樹専作	1.3	ハウス梨＝0.4ha トンネル梨＝0.4ha 露地梨＝0.5ha	①土づくり、樹勢維持等の基本管理技術の徹底 ②計画的な改植による安定生産 ③労力分散のためのハウス、トンネル、露地栽培を組み合わせた経営の実践 ④露地栽培での高品質・高単収品種の導入
		0.9	ハウス梨＝0.2ha 露地梨＝0.3ha トンネルぶどう＝0.4ha	①土づくり、樹勢維持等の基本管理技術の徹底 ②計画的な改植による安定生産
		0.7	トンネル梨＝0.2ha 露地梨＝0.3ha トンネルシャインマスカット＝0.2ha	①土づくり、樹勢維持等の基本管理技術の徹底 ②計画的な改植による安定生産
		1.2	ハウス梨＝0.4ha トンネル梨＝0.4ha ハウス桃＝0.4ha	①土づくり、樹勢維持等の基本管理技術の徹底 ②計画的な改植による安定生産 ③梨と桃の組み合わせによる収穫時期の分散
		1.0	トンネル梨＝0.4ha 露地梨＝0.3ha ハウススモモ＝0.3ha	①土づくり、樹勢維持等の基本管理技術の徹底 ②計画的な改植による安定生産
		1.0	トンネル梨＝0.4ha 露地梨＝0.3ha 露地キウイ＝0.3ha	①土づくり、樹勢維持等の基本管理技術の徹底 ②計画的な改植による安定生産
		1.1	ハウス梨＝0.4ha トンネル梨＝0.4ha ハウスキンカン＝0.3ha	①土づくり、樹勢維持等の基本管理技術の徹底 ②計画的な改植による安定生産
	特産複合	3.5	米＝1.0ha 茶＝2.5ha	①農業機械の共同利用による省力・低コスト生産 ②肥培管理など基本技術の徹底 ③生産基盤の整備と機械化による省力化 ④適期摘採と適切な加工技術
	畜産複合	—	米＝1.0ha 肥育牛＝110頭	①農業機械の共同利用による省力・低コスト生産 ②ステージに応じた適切な飼養給与の実践 ③飼養管理の徹底による事故率低減 ④耕畜連携による稲わら等の確保
		—	米＝2.0ha 繁殖牛＝20頭	①農業機械の共同利用による省力・低コスト生産 ②ステージに応じた適切な飼養給与の実践 ③飼養管理の徹底による事故率低減 ④分娩間隔短縮による子牛生産率の向上
	畜産専業	—	繁殖牛＝15頭 肥育牛＝40頭	①ステージに応じた適切な飼養給与の実践 ②飼養管理の徹底による事故率低減 ③分娩間隔短縮による子牛生産率の向上
		—	肥育牛＝130頭	①ステージに応じた適切な飼養給与の実践 ②飼養管理の徹底による事故率低減
		—	ブロイラー ＝25,000羽×4.8回転	①飼育技術向上のための飼育マニュアルの徹底 ②防疫対策のための消毒の徹底及び鶏糞の堆積発酵

	営農類型	目標規模 ha	作目構成	生産方式
組織 経営体	集落営農 米+麦+大豆	57.0	米=20.0ha 麦=27.0ha 大豆=10.0ha	①作物の作付ローテーションによる生産安定 ②品種・作型の組合せによる労力分散 ③機械・施設の効率的利用による生産コストの低減
	施設野菜専作 (主たる従事者3名)	1.4	小葱=1.4ha	①肥培管理など基本技術の徹底 ②播種期の組み合わせによる周年出荷体制 ③雇用による規模拡大
	畜産専業 (主たる従事者4名)	—	肥育牛=500頭	①合理的な飼養管理による肥育期間の短縮 ②良質堆肥の生産・販売
		—	ブロイラー =125,000羽×4.8回転	①飼育技術向上のための飼育マニュアルの徹底 ②防疫対策のための消毒の徹底及び鶏糞の堆積発酵

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

ア 農用地等の流動化

効率的かつ安定的な経営体を確保・育成するため、経営規模拡大を推進し、効率的な農作業を可能にするため、集積・集約を図る。

イ 農作業の受委託

大型農業機械を利用した農作業を展開する地域農業の担い手や農作業受委託組織等へ受委託を推進することにより、生産コストの低減と省力化を図る。

ウ 農作業の共同化

農業者の高齢化や後継者不足による農業人口の減少が進んでいるため、農業者が共同して作業を行う取組を推進することにより、機械及び施設に関する生産コスト削減や農作業の効率化を図る。

エ 農業生産組織

水田農業の持続的発展を図るため、集落営農組織の法人化支援に取り組み、機械及び施設に関する生産コスト削減や農作業の効率化などによる効率的かつ安定的な経営を実践する担い手の育成を図る。

オ 地力の維持増進

品質が良く、栄養価の高い農産物を生産するためには、良好な土壌が必要である。そのためには、環境負荷低減や生物多様性保全を考慮し、本来農業がもっている環境保全機能を十分に生かし、有機物資源の有効活用による土づくりの推進を図る。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 農用地の流動化対策

伊万里市農業委員会、農地中間管理機構、伊万里市農業協同組合等と連携し、地域の合意形成を図りながら、農業経営基盤強化促進法に基づき策定した地域計画により、面としてまとまった形での農用地の集約化を進め、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を促進する。

(2) 農作業の受委託促進対策

大型農業機械を利用した農作業を展開する地域農業の担い手や農作業受委託組織等へ受委託を促進させるため、各種補助金を活用し、農業機械等の導入支援を行う。

(3) 農作業の共同化対策

機械及び施設に関する生産コスト削減や農作業の効率化を図るため、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金などの交付金により、農業者が共同して作業を行う取組を支援する。

(4) 農業生産組織の育成対策

西松浦農業振興センター、伊万里市農業協同組合等と連携し、集落営農組織運営の研修等の支援を行う。

(5) 地力維持増進対策

たい肥や稲わら・麦わら等地域の有機資源の有効活用による土づくりや、土壌診断・生育診断に基づく適正な施肥の推進などによる化学肥料の使用低減を推進するため、環境保全型農業直接支払交付金等による支援を行う。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

農業従事者の高齢化や後継者不足、農業資材の高騰など農業経営を取り巻く環境は厳しさを増しているが、長期的展望に立った農業の近代化による農業経営の安定を図るため、経営規模の拡大や地域条件に即した生産性の高い集団産地の育成を図るとともに、スマート農業機械及び近代的生産設備の導入を進める。

一方、情報通信システムを活用し、消費地への積極的な情報発信等による需要拡大と有利販売の展開を推進するとともに、食品産業と提携した農産物の安定取引や、直売施設を活用した地域農産物の地域内流通を図り、農業生産の効率化、多面的な販路の形成を進める。

(1) 米

栽培地域の条件、食味など消費者ニーズに即した優良品種導入を促進し、集落営農組織や機械共同利用組織などの生産組織の育成強化、農地利用集積による規模の拡大による省力化や生産コストの低減に向けた取組を推進する。

(2) 麦

排水対策による規模拡大を進め、栽培管理から乾燥調製までの機械化一環体系の整備、拡充を図り、生産コストの低減や高品質化への取組を推進する。

(3) 野菜

近年、きゅうり、いちご、ねぎ、アスパラガスなどの施設化が顕著となってきている。今後も国や県の補助事業を活用した支援を行い、施設整備等による生産性向上や高品質化への取組を推進する。

(4) 果樹

梨については、西日本随一の産地を形成しており、「伊万里梨」として銘柄を統一し、ブランド品として高い評価を得ている。ハウスやトンネルなど施設整備や改植の支援を行い、生産性向上や高品質化への取組を推進する。

その他果樹についても、国や県の補助事業を活用した支援を行い、生産性向上や高品質化への取組を推進する。

(5) 畜産

畜産を取り巻く環境は価格の低迷や飼料の原料価格高騰等厳しいものとなっており、畜産環境問題も大きな課題である。この為、生産から経営、環境更には衛生にわたる総合的な取組を推進する。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業従事者の高齢化や後継者不足が進むなか、地域農業を維持・発展させるためには、集落営農や農作業の受委託を推進し、その担い手となる認定農業者と生産組織の育成を図ることが重要である。また、女性・高齢農業者が意欲を持って活動できる基盤づくりも必要である。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

農業経営者を育成するため、地域農業連携推進員を配置し、主要な担い手である認定農業者への経営指導や情報提供などによる経営向上を図る。また家族経営の場合は、家族経営協定締結などによる就業環境改善を図る。さらに、農業経営の法人化による技術や施設の高度化・多角化などにより、高品質・低コストの農業生産を実現する基盤整備を推進する。

その他、農業者が経営の改善を図るために行う、施設整備費などの農業制度資金による借入金については、農業者の負担軽減のための利子助成を行う。

新規就農者については、幅広い人材の確保育成が必要であることから、西松浦農業振興センターや伊万里市農業協同組合との連携のもと、就農希望者への支援のため、研修制度や就農環境を整備するとともに、市における受け入れ体制づくりを推進する。

また、女性農業者や高齢農業者については、その持てる力を発揮できる環境を整備し、女性農業者の経営・社会参画を促進するとともに、高齢農業者の経験・能力を活用した生産や直売などの活動を支援する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市の農業は、基幹産業の一つとして重要な役割を果たしている。しかし、農業経営形態は兼業農家が半数以上を占めており、農家所得のうち農外所得の占める割合が大きい傾向となっている。

農産物の価格低迷や資材等価格の値上がりなど、農業経営を取り巻く環境が厳しさを増していることにより、農業従事者の減少につながり、農村集落機能への影響が懸念される。

農業従事者の就業機会の確保を図ることは、地域農業の持続的な発展を支える重要な要因でもあり、不安定な就労農業従事者にあっては、安定的な就労への積極的な誘導を図る必要がある。

そのため、企業の誘致等による安定的な就業の促進等により、活力ある農村集落の形成を図る。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業従事者の安定的な就業を図るため、労働生産性の高い企業の誘致を進めるとともに、既存企業や農林水産物を活用した地場産業の育成を図る。また、恵まれた自然景観を生かした産業の推進など多面的な就業の場を拡大し、不安定な就業状態にある農業従事者の地元における安定就業を図る。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

農村は水や緑など豊かな自然に恵まれた田園風景を形成するなど、都市にはない潤いのある空間を有している。これまで、生活環境改善や水質保全のために、集落の道路や公園、用排水路を整備することにより、生活環境の整備を図ってきた。今後も集落道路等を整備し、農村空間の維持や改善を図っていく。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

豊かな自然環境を維持するとともに快適な生活環境を確保するため、農道の整備、用排水路の整備等を図るとともに、集落を結ぶ主要道路や河川の整備を行い、より有効な土地利用を促進する。

また、無秩序な開発を防止するため、今後とも国土利用計画法、都市計画法、森林法等による適正な指導等により環境保全に努める。

第 9 付図

別 添

- 1 土地利用計画図（付図 1 号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図 3 号）